

食肉流通標準化システム協議会規約

平成 18 年 5 月 29 日制定

平成 29 年 5 月 24 日改定

(目的)

第 1 条 食肉の加工、保管、販売及び配送に関連する業界の連携の下に、食肉流通におけるコンピュータ・システム関連事項の標準化に向けた対策を検討するとともに、業界相互間の情報の交換及び意志の疎通を図ることにより、食肉流通の改善及び合理化を推進することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会の名称は、食肉流通標準化システム協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務局)

第 3 条 協議会の事務局は、神奈川県川崎市川崎区東扇島 2 4 番地に所在する公益財団法人日本食肉流通センター（以下「センター」という。）内に置く。

(会員)

第 4 条 協議会は、第 1 条の目的に賛同する法人及び個人で組織する。

(必要経費の徴収)

第 5 条 協議会は、その運営に要する経費として、必要額を関係者から徴収するものとする。ただし、会費は、徴収しない。

(機関)

第 6 条 協議会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 全体会
- (3) 幹事企業会

(総会の性格)

第 7 条 総会は、協議会の最高決議機関とする。

(定時総会)

第 8 条 定時総会は、原則として毎年 1 回事務局が招集する。

(臨時総会)

第 9 条 臨時総会は、会員の要請により幹事企業会が必要と認めたときに事務局が招集する。

(総会の成立)

第 10 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議長)

第 11 条 総会の議長は、幹事企業会の互選により幹事企業会のメンバーが務める。

(議決)

第 12 条 総会の議決は、出席している会員の 2 分の 1 以上とし、可否が同数のときは、議長が決定する。

(全体会)

第13条 全体会においては、次の事項を行うものとする。

(1) 幹事企業会から提案のあった標準化等の協議と決定

(2) 最新動向をテーマとした研修

(幹事企業会)

第14条 幹事企業会は、標準化事項等の調査・検討、および、協議会の運営について協議し、必要なものについて、全体会へ提案する。

(幹事企業の選出)

第15条 幹事企業は、会員（事務局）からの推薦により、必要人数を選出し、総会にて承認を得る。

(規約に定めのない事項)

第16条 この規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、幹事会にて協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、総会で承認のあった日（平成29年5月24日）から施行する。